



鳥取県公報

平成 30 年 12 月 7 日 (金)
第 9 0 6 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定 (691) (福祉監査指導課) 2
- ◇ 選管告示 鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (21) 2
- ◇ 公 告 大規模店舗の設置の届出に対する知事の意見 (住まいまちづくり課) 2

告 示

鳥取県告示第691号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年12月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

薬局

| 名 称 (氏 名) | 所 在 地 (住 所) | 指 定 年 月 日 |
|--------------|-----------------|------------|
| クオール薬局 皆生温泉店 | 米子市皆生温泉一丁目12-22 | 平成30年10月1日 |
| クオール薬局 境港店 | 境港市上道町1893-4 | 〃 |

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第21号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数、10分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び鳥取県民投票規則（平成25年鳥取県規則第68号）第6条第1項の規定により告示する。

平成30年12月7日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

| | |
|--|---------|
| 鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 9,501 |
| 鳥取県において選挙権を有する者の総数の10分の1の数 | 47,504 |
| 鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 | 145,840 |
| 鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 52,334 |
| 米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 40,988 |
| 倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 13,291 |
| 境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 9,601 |
| 岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 3,337 |
| 八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 7,988 |
| 東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 15,703 |
| 西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 11,868 |
| 日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 3,239 |

公 告

平成30年9月28日付鳥取県公報第9040号で公告したダイレックス湯梨浜店に係る鳥取県大規模店舗立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づく大規模店舗の設置の届出

について、条例第11条第2項の規定に基づき、意見がない旨を届出者に通知したので、同条第3項の規定により公告する。

なお、このことに異議があるときは、条例第12条第1項の規定に基づき平成30年12月21日までに知事に意見書を提出することができる。

平成30年12月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治